明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五〇）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（**金融庁**四四、四五）　一
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**二八六）　二
○コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二七七）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二七八）　二
○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定へのニュージーランドの加入に関する件（**同**二七九）　二
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書へのチュニジア共和国の加入に関する件（**同**二八〇）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**二八一～二八三）　二
○国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名に関する件（**同**二八四）　二
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**一五）　三
○地すべり防止区域を指定する件（**農林水産**二三六八）　四
○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**二三六九）　四
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**八〇〇）　四
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一六三～一六五）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**東北地方整備局**一七四）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**三六一）　五
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一四九）　六
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一八五、一八六）　六

〔人事異動〕

内閣　公正取引委員会　法務省　外務省　二

〔公　告〕

諸事項

**官庁**
財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係

**裁判所**
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

**特殊法人等**
平成二十四年度日本郵政共済組合の決算関係　二九

**会社その他**

**会社決算公告**　三〇

## 府　令

**○内閣府令第五十号**

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項に次の一号を加える。

八　国土強靱化に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務の処理を整理するもの

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

## 告　示

**○金融庁告示第四十四号**

スイス・リー・インターナショナル・エスイーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

| | |
|---|---|
| 日本における主たる店舗の所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目五番一号　大手町ファーストスクエアウエストタワー十三階 |